

建設業の労働災害を防止しましょう！

建設業での労働災害発生状況や労働安全衛生法等の改正を踏まえ以下の取組をお願いします

POINT

1 死亡災害ゼロへ！墜落・転落災害防止のためにリスクアセスメントを実施しましょう！

POINT

2 労働安全衛生法等の保護対象に個人事業者等が追加されたことに対応した現場管理を行いましょう！

POINT

3 高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じましょう！

POINT

4 熱中症対策を講じましょう！

建設業における死亡災害件数推移

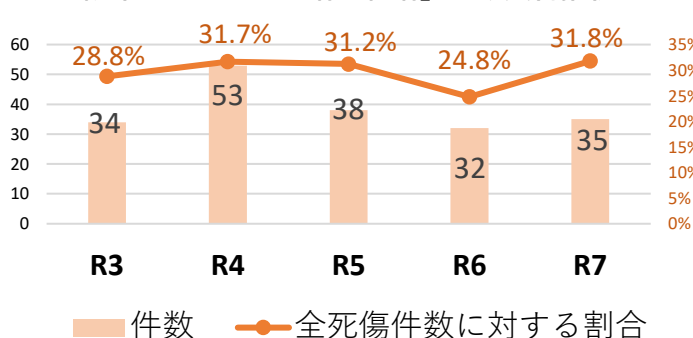


【滋賀県内の建設業の労働災害発生状況】

建設工事現場における労働災害は依然として**墜落・転落**によるものが最も多く、滋賀県内での死亡災害では半数が墜落・転落災害によるものとなっている。

令和7年6月発生 死亡災害（配管工事）

建設業における「墜落・転落」死傷災害推移



〈発生状況〉

マンション新築工事現場において、エレベーターホールから誤ってエレベーター昇降路に進入し、エレベーター昇降路底部まで墜落した。

エレベーター昇降路には足場が組まれていたが、被災者の作業時には別業者により撤去されていた。



滋賀労働局労働基準部健康安全課（R8.6作成）

1 なぜリスクアセスメントが必要か

リスクアセスメントの目的は、建設工事現場に潜在する労働災害の原因となる「危険性又は有害性」を見つけ出し、リスクを見積り、評価し、そのレベルに応じたリスクの低減対策を講じることにより、労働災害の減少を図ることです。

リスクアセスメントを現場全体で実施、その結果を共有することで、以下の効果が期待できます。

- 現場や作業におけるリスクが明確になる
- リスクに対する認識を現場全体で共有できる
- 安全衛生対策の合理的な優先順位が決定できる
- 現場で守るべきルールが明確になる
- 危険に対する感受性が高まる

労働安全衛生法第28条の2により、建設業等の事業者は危険性又は有害性等の調査を実施（リスクアセスメント）し、その結果に基づいて検討した災害防止対策により、未然に労働災害を防ぐことが努力義務事項とされています。また、リスクアセスメントの適切かつ有効な実施のために「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」が公表されています。資料等はこちら➡
(厚生労働省HP)



2 リスクアセスメントの基本的な手順

スタート

手順1 業務活動の分類

工程別（鉄骨工事、型枠工事、設備工事など）・作業手順別に業務活動の分類を行う。

手順2 危険源の特定

分類した業務活動ごとに機械・設備、原材料、作業行動や環境などにおける危険源を特定する。

手順3 リスクの見積りと評価

特定した危険源に対しリスクの見積りと優先度（リスクレベル）の評価を行う。方法は次ページ参考。

手順4 リスク低減措置の検討

リスクレベルに応じて、リスクの除去や低減措置を検討する。低減措置はできるだけ複数の検討を行う。低減措置には優先順位があり、次ページ参考。

手順5 リスク低減措置の実施

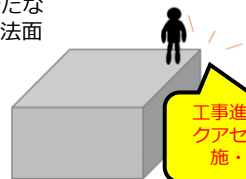
合理的に選択したリスク低減措置を実施する。

注

工事の進捗に応じて、現場の状況や作業を行う場所は日々刻々と変わり、新たな墜落危険箇所が発生します。

工事の計画や日々の現場巡視により、新たな墜落・転落危険箇所などの危険源の特定を行い、速やかに墜落防止対策の検討・実施を図ってください。

【例】工事によって建設された新たな構造物の上部や掘削・盛土された法面等の上で新たに作業を行う場合



工事進捗後のリスクアセスメント実施・対策漏れ

3 リスクの見積もりと評価の例

(1) マトリックスを用いた方法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」をそれぞれ横軸と縦軸とした表（行列：マトリックス）に、あらかじめ重篤度と可能性の度合いに応じたリスクの程度を点数などで割り付けておき、見積対象となる負傷・疾病の重篤度と次に発生可能性の度合いにクロスさせて、リスクを見積もる方法です。

		負傷・疾病の重篤度			
		致命的	重大	中程度	軽度
負傷・疾病の発生可能性の度合い	極めて高い	5	4	4	3
	比較的高い	5	4	3	2
	可能性あり	4	3	2	1
	ほとんどない	4	3	1	1

リスクの度合い	優先度（リスクレベル）	
5~4	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止 十分な経営資源を投入する必要
3~2	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要 措置を講ずるまで作業停止が望ましい 優先的に経営資源投入
1	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

(2) 数値化による加算法

「負傷・疾病の重篤度」と「発生可能性の度合い」を一定の尺度によりそれぞれ数値化し、それらを数値演算（かけ算、足し算等）してリスクを見積もる方法です。

負傷・疾病の重篤度

致命的	重大	中程度	軽度
30点	20点	7点	2点

負傷・疾病の発生可能性の度合い

極めて高い	比較的高い	可能性あり	ほとんどない
20点	15点	7点	2点

「リスク」＝「重篤度」の数値＋「発生可能性の度合い」の数値

リスクポイント	優先度（リスクレベル）	
30点以上	高	直ちにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止／十分な経営資源を投入する必要
10~29点	中	速やかにリスク低減措置を講ずる必要／措置を講ずるまで作業停止が望ましい／優先的に経営資源投入
10点未満	低	必要に応じてリスク低減措置を実施

4 リスクの低減措置の優先順位

リスク低減措置の検討および実施

法令に定められた事項の実施（該当事項がある場合）

① 設計や計画の段階における措置

危険な作業の廃止・変更、より安全な施工方法への変更など。

② 工学的対策

設備上の改善。手すり・囲いなど。

③ 管理的対策

表示、立入禁止柵、教育訓練など。

④ 個人用保護具の使用

上記①～③の措置を講じた場合においても、除去・低減しきれなかったリスクに対して実施するものに限られます。

高

リスク低減措置の優先順位

低

リスク低減措置は、法令で定められた事項がある場合には、それを必ず実施することを前提とした上で、可能な限り優先順位の高いものを実施します。

◆ 残留リスク対策の確実な実施について



新規入場者教育、
災害防止協議会等



危険箇所を
分かりやすく表示

危険源に対してリスク低減措置を講じた後でもリスクがゼロにならず、リスクが残ってしまうことがあります。そういった残留リスクの管理や現場内での共有も徹底しましょう。

参考 リスクアセスメント参考様式

【リスクアセスメント参考様式】

工事現場名	工程	リスクアセスメント実施日	担当者	確認者				

作業内容 (機械・設備)	危険性または有害性と 発生のおそれのある災害	リスクの見積り・評価			リスクの除去・低減対策 (提案)	措置実施後のリスクの見積り・評価			対応措置 残留リスク対応・備考
		重篤 度	可能 性	リスク レベル		重篤 度	可能 性	リスク レベル	
1									
2									
3									

重篤性：○ 軽微 △ 重大 × 極めて重大
可能性：○ 殆ど起こらない △ たまに起こる × かなり起こる

評価基準及びリスクレベル		
危険性又は有害性等の見積り	危険性又は有害性等の評価基準	リスクレベル
××	極めて大きい(受け入れ不可能)	5
×△ △×	かなり大きい(受け入れ不可能)	4
×○ △△ ○×	中程度(受け入れ可能)	3
△○ ○△	かなり小さい(許容可能)	2
○○	極めて小さい(受け入れ可能)	1

一般的なリスクアセスメントの様式は上表のようなものですが、建設業では「作業手順書」や「危険予知活動(KY)表」にリスクアセスメントの手法を取り入れた取り組みも有効ですので、こういった形で行うのか検討してください。
右表はKY活動表にリスクアセスメントを取り入れた例です。

リスクアセスメントKY活動表					
作業内容	足場の組立作業				
1ラウンド 危険のポイント	可能性	重大性	評価	危険度	
建柱をはめ込む際に反動で墜落	3	4	6	4	
2ラウンド リスク低減対策					
フルハーネスの使用(フックの親綱への取付)					

参考 足場からの墜落防止措置について

足場からの墜落防止措置に関しては法改正にも留意してください。また、足場の組立・解体時の墜落防止のために手すり先行工法の足場を検討してください。

① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

R6.4.1施行

② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検(つり足場を含む。)を行う際は、あらかじめ点検者を指名する必要があります。

R5.10.1施

③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

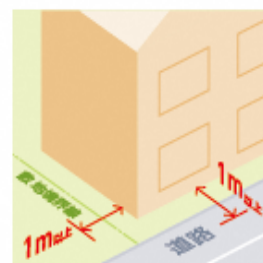
R5.10.1施

法改正の詳細はこちら↓
(厚生労働省HP)



● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。
なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。



手すり先行工法の足場を使用しましょう

改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」の趣旨・定款に向けて

足場からの墜落・転落・転倒を防止するためには、足場の組立・解体作業時の対策に加え、足場の組立・解体作業において適切な作業を行うことが重要です。
手すり先行工法とは足場の組立・解体時の最上段の墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。
本リーフレットでは、「手すり先行工法」に関するガイドライン(令和5年12月改訂)に定める、手すり先行工法を導入するに当たって必要な留意事項を記しています。



改正のポイント

1. 高さ1メートル以上の足場についての作業上の留意事項の追加
足場等の高さ1メートル以上となる足場(足場)について、構造上の留意事項等、手すり先行工法等の活用が求められます。
2. 近年の法令改正の円滑化を図る
フルハーネスと安全帯は、作業時の使用、足場の組立・解体による足場の使用、一部足場の使用、足場の解体等の作業を行う際に、足場の組立・解体時の最上段の墜落防止に効果が高い工法であり、厚生労働省では、積極的にその普及を図っています。
3. 足場の組立・解体に関する最新の技術情報を提供
最新の法令、安全ネット等、足場の組立・解体時の留意事項を記載しました。

足場の組立・解体作業を行う際は、手すり先行工法等の最新の技術情報に留意するとともに、最新の法令等の定めに基づき、足場の組立・解体作業を行う必要があります。

厚生労働省・国土交通省・建設省・労働部・労働部

労働安全衛生法等の保護対象に個人事業者等が追加されたことに対応した現場管理を行いましょう！

1 令和8年4月～法改正済の内容

個人事業者等（※1）の業務上災害の防止、ひいては同じ場所で働く労働者の災害防止のため、**労働者と同じ場所で働く個人事業者等**を労働安全衛生法による保護対象または義務の主体として位置づける労働安全衛生法等の改正が行われています。改正内容は多岐にわたりますが、建設業の現場で求められる措置の主なものがこちらです。

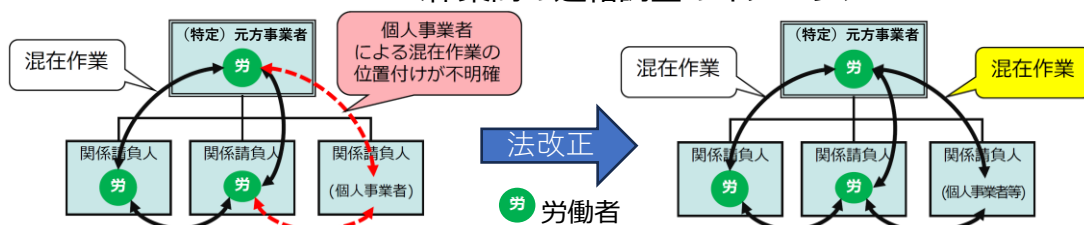
※1「個人事業者等」とは、個人事業者（労働者を使用せずに事業を行う者）及び中小事業者の代表者や役員のことをいいます。

【改正により建設業の現場で求められる措置】

①特定元方事業者（建設業または造船業）は、同一の場所で作業する自社の労働者及び関係請負人の労働者が一定数以上の場合に統括安全衛生責任者を選任し統括管理を行わせることが義務付けられているところ、その対象に労働者以外の作業従事者（※2）も含めることとされました。

②建設業等の元方事業者は、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一の場所で行われる場合には、混在作業による労働災害防止のため作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられているところ、その統括管理の対象に個人事業者等による混在作業が追加されました。

＜作業間の連絡調整のイメージ＞



※2「作業従事者」とは、作業内容にかかわらず、事業者（個人事業者含む）が行う仕事の作業に従事する者のことをいい、労働者だけでなく一人親方や役員等も含まれます。

③建設業の仕事を自ら行う注文者（元方事業者等）が建設物、設備又は原材料を、当該仕事の場所においてその請負人に係る労働者に使用させるときには当該建設物等に労働災害防止のために必要な措置を講じることが義務付けられているところ、この保護の対象に労働者以外の作業従事者も含めることとされました。

（例）○高さ2m以上となる作業床、ピット等に墜落防止措置を講じること
○法定基準に適合した型枠支保工を使用させること

2 令和9年1月～法改正予定の内容

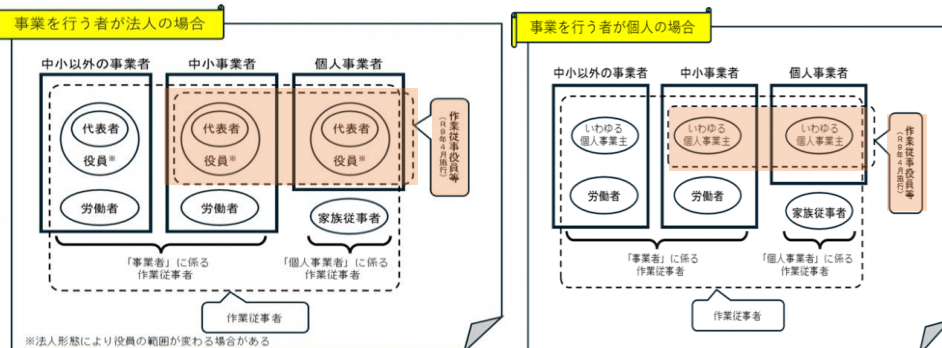
- 【R9.1.1～】個人事業者等が業務上災害にあった場合の労働基準監督署長への報告制度の創設
- 【R9.4.1～】労働者と同一の場所で作業を行う場合に個人事業者等自身に①構造規格や安全装置を具備しない機械等の使用禁止②特定機械等に対する定期自主検査の実施③危険有害業務に就く際の安全衛生教育の受講等を義務付け



詳細はこちら↑
（厚生労働省HP）

【上記法改正の対象となる個人事業者等（作業従事役員等）のイメージ】

（中小事業者の範囲）

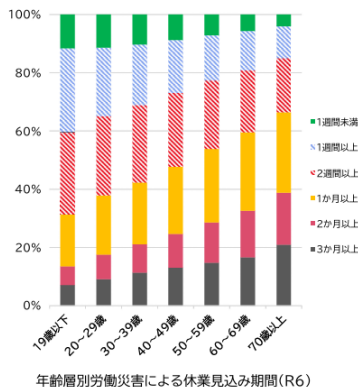
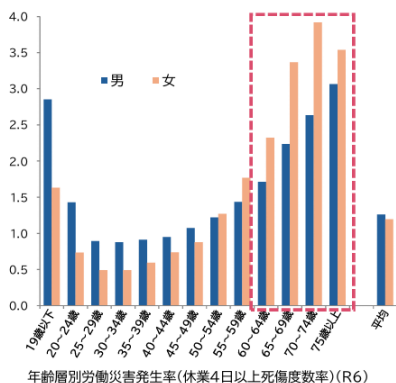


業種	労働者数
金融業 保険業 不動産業 小売業	50人以下
卸売業 サービス業	100人以下
上記以外の業種	300人以下

高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じましょう！

高齢者をめぐる労働災害の現状

高齢者は他の世代と比べて、労働災害の発生率が高く、災害が起きた際の休業期間が長い傾向があります。



社会の高齢化に伴い、高齢者の労働災害発生率は、今後さらに増加することが予想され、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、適切な作業の管理等の取り組みが重要です。

労働安全衛生法の改正により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることが事業者の努力義務とされています。これを受け、令和8年2月に「**高齢者の労働災害防止のための指針（エイジフレンドリー指針）**」が策定されておりますので、同指針に基づく対応をお願いします。

指針で示された事業者が講ずべき措置

1. 安全衛生管理体制の確立等
2. 職場環境の改善
3. 高齢者の健康や体力の状況の把握
4. 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応
5. 安全衛生教育

指針の詳細や関係の補助金のご案内はこちら→
(厚生労働省HP)



4 熱中症対策を講じましょう！

令和7年6月の労働安全衛生規則の改正により職場の熱中症対策が強化されています。同改正は熱中症の症状等を重篤化させないために適切な対応が取られるよう体制整備等を求めるものですが、令和8年3月に公表された熱中症リスクに応じた対策を講じるための「**職場における熱中症防止のためのガイドライン**」に基づいた予防的取組をお願いします。

改正労働安全衛生規則に基づく現場での適切な対応のための体制整備等

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「**体制整備**」、「**手順作成**」、「**関係者への周知**」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を厚生労働省が示していますが、参考例であり、現場の実情に合った内容にしましょう。

※作業強度や暑衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

ガイドラインに基づく熱中症防止対策

～職場での熱中症防止対策のポイント～

事業者の皆さんは、

- ① 「設備、体制の整備」を参考に準備を行った上で、
- ② 「熱中症リスクの把握」で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ 「熱中症リスクに応じた措置」にある熱中症防止のための具体的な方法を、業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。

職場における熱中症予防情報は
こちら→
(厚生労働省HP)



滋賀労働局が行った熱中症対策の関係団体への要請・ガイドラインの紹介動画は
こちら→
(滋賀労働局HP)



改正労働安全衛生規則に基づき、予め体制整備等を図るべき対象となるのは「**WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施**」が見込まれる作業

